

食品等流通合理化緊急対策事業 ガイドブック

～ 目次 ～

1. 事業の内容	1
2. 事業の実施要件	1
3. 支援の内容	1
4. 対象となる設備機器	1
5. 事業の実施手順	5

1. 事業の内容

食品等流通合理化緊急対策事業（以下「緊急対策事業」といいます。）は、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づく食品等流通合理化事業の一環として、食品等の流通の合理化を図るために必要な設備・機器の開発・導入に対し、食品等販売事業協同組合等を支援することを目的としています。

2. 事業の実施要件

緊急対策事業を実施するためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

対象事業者	次のいずれかの事業者が対象となります。 ①食品等販売事業協同組合等 ②食品等販売業者
実施資格	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に定める「食品等流通合理化計画」について農林水産大臣（地方農政局長）の認定を受けていること。

3. 支援の内容

緊急対策事業では、設備・機器の導入形態として次の2つの導入方法から選択できます。

いずれの場合も、機構が導入資金の「**2／3相当額**」を負担します。

この機構負担分は、導入後所定の方法で「**5年以内に無利子で返済**」していただきます。

（手続きは、指定リース会社が代行します）

導入方式	内 容
①割賦方式	設備・機器の購入資金の2／3相当額を機構が無利子支援。 事業者は購入資金の1／3相当額（自己資金）を用意します（手持資金、金融機関からの借入等）。この方式では、機構への返済終了後、導入設備・機器は事業者のものとなります。 （注1：返済期間中はリース会社が設備・機器の所有権を留保します。） （注2：別途リース会社の事務取扱手数料が発生します。）
②リース方式	設備・機器のリース料の支援。 自己資金は不要です。事業者は指定リース会社との契約に基づきリース料を支払います。 機構がリース会社に対して、必要資金の2／3相当額を無利子で預託するため、事業者は「 <u>リース料の低減</u> 」という形での支援を受けられます。

4. 対象となる設備機器

(1) 設備・機器の導入要件

設備・機器の導入に際しては、以下の①～⑤が基本の要件となります。

- ①革新的な設備・機器であること（概ね3年以内に実用化されたもの）。
- ②食品の鮮度、品質保持が的確かつ効率的に図られるもの。
- ③人手不足の解消、労働環境の改善が図られるもの。
- ④省エネルギー化等により経費の削減及び資源の有効利用が図られるもの。
- ⑤フロンガス、CO₂、NO_X等の削減が図られるもの。

(2) 設備・機器の運用基準と導入例

設備の種類	開発（改良）事項	導入例
①情報	<ul style="list-style-type: none"> ・小型化・省スペース化したもの ・操作性の簡便なもの ・POS等とのオンライン化が図れるもの ・ディスク容量の増加が図れるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・POS（販売時点情報管理システム） ・EOS（商品補充発注システム） ・コンピューターシステム ・計量プリンタ 等
②物流	<p><冷凍・冷蔵車等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転席に温度調整ができるコントロールスイッチを取り付けたもの ・コンプレッサーの小型化等により積載量の増大が図られるもの ・店舗等の200V電源に接続して夜間市中電源でコンプレッサーが稼働できるもの ・庫内の仕切り混載（冷蔵・冷凍等）により、一括配送が可能であること ・ボディをアルミ板等により軽量化するとともに、断熱材にウレタン注入発泡を採用し、効率的に品質保持が図られるもの <p><フォークリフト等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターの疲労が軽減し、作業効率の向上が図られるもの ・電動バッテリー方式とし、低騒音および省エネルギー化が図られるもの ・電動式、天然ガス式により排ガスをなくし、食品衛生法上の安全性とオペレーターの健康管理が確保できるもの ・小型化（通常馬力）し、狭隘スペースでの作業が可能なもの <p><移動販売車></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理施設等を装備し食品衛生法上の安全性が図られるもの ・鮮度保持が図られるもの ・洗浄用タンクおよび排水用貯蔵タンクを取り付けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・多温度帯輸送車 ・冷凍車 ・保冷車 ・移動販売車 等 ・電動ターレ ・バッテリーフォークリフト ・多段リーチリフト ・天然ガス式フォークリフト ・「特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律」適合フォークリフト（軽油、ガソリン、LPG燃料を使用） 等 ・移動販売車 等
③多温度帯	<p><ショーケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霜取り操作を1/5程度に削減できるもの ・半永久的にケース内の清掃を必要としないもの ・温度調整を自動化し、ケース内温度の変化が少なくできるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵ショーケース ・冷凍ショーケース ・リーチインショーケース ・氷温ショーケース 等

設備の種類	開発（改良）事項	導入例
③多温度帯	<ul style="list-style-type: none"> ・結露の防止、断熱性の効果をも高めるなど冷凍負荷の軽減が図られるもの <p><冷凍・冷蔵庫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温・多湿の空気を締め出し、庫内温度の安定が図られるもの ・ランニングコスト、メンテナンス費用の削減が図られるもの ・断熱材に硬質ウレタンフォームを使用し、熱伝導率を少なくするとともに壁の厚みを薄くし、庫内容積の有効利用が図られるもの ・吸音材を使用し、低振動・低騒音が保てるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・CA貯蔵庫 ・MA貯蔵庫 ・冷蔵庫・減圧貯蔵庫 ・冷凍庫・氷温貯蔵庫 ・予冷库・低温自動倉庫 ・プレハブ冷蔵庫 ・低温倉庫 ・プレハブ冷凍庫 等
④省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・省電力化が図られるもの ・省エネルギー化が図られるもの ・資源の有効利用が図られるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル利用による発電機器 ・高効率照明(LED照明) ・冷蔵冷凍ショーケース ・冷蔵冷凍庫 ・バッテリーフォークリフト ・各種省エネタイプ機器 ・高効率ヒートポンプ ・通い容器 等
⑤廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮魚流通容器等の効率回収および保管・運搬経費の効率化が図られるもの ・高熱処理等により廃棄物容量の減少化が図られるもの ・可能な限り再資源化が図られるもの ・ランニングコスト等費用の削減が図られるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣処理装置 ・発泡スチロール処理装置 ・ビン、缶等圧縮回収機 ・ダンボール圧縮機 等
⑥その他 (茶関連)	<p><ティバック充填装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量と充填装置が完全自動化のもの ・自動工程により品質管理の向上が図られるもの <p><遠赤外線火入機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品歩留まりの向上が図られるもの ・従来の機器と比較して、燃費が大幅(2分の1程度)に減り、経費の削減が図られるもの <p><光(色彩)選別機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木部の混入を瞬時に判別し、確実に取り除くことができるもの ・木部・黄葉の混入を防ぎ、美観、味、香り、色彩を向上させ、付加価値を高めることができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス充填包装機 ・自動包装機 等 ・回転ドラム火入機 ・遠赤外線乾燥火入機 等 ・風力選別機 ・光(色彩)選別機

設備の種類	開発（改良）事項	導入例
⑥その他 (米関連)	<光(色彩)選別機> ・安定した光量が確保され、最適な状態で選別が図られるもの ・異物噴射の応答速度が速く、着色異物の混入の多い原料でも確実に選別できるもの	・光(色彩)選別機 ・全自動計量包装機 等

(3) 適用対象外の設備・機器

以下のものは、対象とはなりません。

<ul style="list-style-type: none"> ・建物、構築物、内装工事等 ・開発（改良）後相当の年月が経過しているもの ・作業台（テーブル）等 ・常温ショーケース（ Gondola、棚板、ラック等） ・店内等の照明関係設備 ・店内等の空調関係設備 ・常温トラック、マイクロバス等 ・店内配送者（カートラック、トレイカート等） ・運搬費 ・機器搬入費 ・解体、取壊し費用 ・試運転経費 ・その他備品的なもの ・指導料、研修会費、手数料等 ・消費税等税金類、保険料等
--

5. 事業の実施手順

<p><用語説明></p> <p>事業者 …… 導入希望事業者</p> <p>所属団体 …… 導入希望事業者の所属する食品等販売事業協同組合等</p> <p>食流機構 …… (公財) 食品等流通合理化促進機構</p> <p>小委員会 …… 機構が委嘱した委員による事業実施等を検討する委員会</p> <p>リース会社 …… 機構と委託契約を締結している指定リース会社</p> <p>販売業者 …… 設備機器の販売会社</p>
--

(1) 申請準備

手 順	業務内容	事業者	所属団体	リース会社	販売業者
①設備・機器の選定	メーカー、販売業者等から導入を予定している設備・機器のカタログと見積書を取得する。	●			●
②本事業への参加の意思確認	事業者は、所属団体に対し、本事業の参加意向を伝え団体の承認を得る。 所属団体は、理事会又は総会にて正式に承認する。(ただし事業者の何らかの共同化及びそのための施設の整備が必要。)	●	●		
③リース会社との連絡	事業者は、当該案件の契約可否についてリース会社に連絡開始。 (指定リース会社の中に既に取引実績のある会社がある場合。 ない場合は、別途食流機構宛にご相談下さい。)	●		●	

※ 指定リース会社とは、食流機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社のことです。
(平成30年12月現在)

● J A三井リース(株) ● J A三井リースオート(株) ● 三菱オートリース(株) ● 三菱U F Jリース(株) ● 三菱電機クレジット(株) ● 東京センチュリー(株) ● 日通商事(株) ● I B J L東芝リース(株) ● (株)琉球リース ● 北海道リース(株) ● エムジーリース(株) ● 七十七リース(株) ● 東銀リース(株) ● (株)名古屋リース ● ひろぎんリース(株) ● (株)ジャストオートリーシング ● 浜銀ファイナンス(株)
--

- ※ 指定リース会社は、見積書の作成に当たって導入希望者の信用調査を行い、契約の可否について判断を行います。信用調査の結果によっては、見積書を作成できない場合があります。その場合、本事業を実施することはできません。
- ※ 指定リース会社については、追加が可能です。(随時、業務委託基本契約の締結を受付しています。)
詳細は、食流機構・業務部までお問い合わせください。

(2) 食品等流通合理化計画の申請

手順	業務内容	所属団体	農政局等
①作成・申請	所属団体は、導入者の計画を取りまとめ、食品等流通合理化計画を作成し、農政局又は農林水産省へ提出する。 申請者：(地方団体)の場合 → 地方農政局・沖縄総合事務局 (全国団体又は北海道)の場合 → 農林水産省(本省)	●	●
②認定	農政局(農林水産省)は、提出書類を審査し、食品等流通合理化計画の認定を行う。		●

(3) 食流機構への申請(「参加申込書」の提出)

手順	業務内容	事業者	所属団体	食流機構
①作成	事業者は、所属団体宛に「参加申込書」一式を提出する。 (設備・機器のカタログ及び見積書、必ず添付)	●		
②取りまとめ	所属団体は、事業者の作成した申請書類を確認、取りまとめる。	●	●	
③提出	所属団体は、「参加申込書」一式を食流機構に提出する。		●	●

(4) 食流機構での手続き

手順	業務内容	事業者	所属団体	食流機構	リース会社
①小委員会協議	食流機構は、「参加申込書」を確認後、事業実施計画を策定し小委員会に諮る。			●	
②認定手続き	小委員会からの承認通知を受け、機構内で認定手続を行う。			●	
③認定の通知	(1) 食流機構は、所属団体に対し、参加承認の通知を行う。		●	●	
	(2) 所属団体は、事業者に対し、参加承認の連絡を行う。	●	●		
④リース会社へ連絡	事業者が指定リース会社の中に既に取引実績のある会社がなかった場合、食流機構が当該案件について指定リース会社に一斉公開し、契約締結可否を検討してもらう。	●			●

※ 食流機構から承認通知が届くまで、緊急対策事業設備・機器の導入は行えません。

(5) 契約手続き

手 順	業 務 内 容	事 業 者	食 流 機 構	リ ー ス 会 社	販 売 業 者
①契約締結	導入事業者は指定リース会社と個別契約を締結する。	●		●	
②契約関係書類提出	リース会社は「預託金確認書」と添付書類を食流機構に提出する。		●	●	
③負担金預託	食流機構は、関係書類を確認の上、リース会社に対し設備・機器代金の2/3相当額を預託する。		●	●	
④設備・機器代金の支払い	リース会社は、販売業者に対し設備・機器代金を支払う。			●	●

(6) 負担金（預託金）の返済

手 順	業 務 内 容	事 業 者	食 流 機 構	リ ー ス 会 社
①負担金返済	リース会社は、導入事業者から個別契約に基づき機構負担金の回収を行う。	●		●
②預託金返済	リース会社は、導入事業者から回収した機構負担金を原則として年2回、(9月末日、3月末日)食流機構に対し返済を行う。(5年以内)		●	●

(7) 報告

手 順	業 務 内 容	所 属 団 体	農 政 局 等	食 流 機 構	リ ー ス 会 社
①実施状況報告	(1) 農政局（農林水産省）宛 所属団体は、当該年度の「食品等流通合理化事業の実施状況報告書」を農政局（農林水産省）に提出する。 （事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで、毎年度4月末日までに報告）	●	●		
	(2) 食流機構宛 所属団体は、当該年度の「食品等流通合理化事業の実施状況報告書」を食流機構に提出する。 （事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで、毎年度4月末日までに報告）	●		●	
②預託金管理状況報告	リース会社は、当該年度の預託金残高について、「預託金管理状況報告書」を食流機構へ提出する。			●	●